

水俣病被害者救済措置特措法の制定の経緯

2月13日（金）	与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（特別立法の方針を決定）
2月26日（木）	園田議員及び杉浦議員から関係省庁等に法案策定への協力を依頼
3月3日（火）	自民党 水俣病被害者補償等の確保に関するプロジェクトチーム
3月5日（木）	自民党 環境部会・水俣問題小委員会合同会議（法案了承） 公明党 公明党 環境部会・水俣病問題小委員会合同会議（法案了承）
3月6日（金）	与党プロジェクトチーム（法案了承）
3月10日（火）	自民党 政審、総務会（法案了承） 公明党 政調全体会合（法案了承）
3月11日（水）	与党政策責任者会議（出口）
3月13日（金）	与党 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」提出 自民党 国対委員会
4月8日（水）	民主党環境部門会議において、園田座長、江田議員より与党法案を説明
4月17日（金）	民主党 「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」提出
4月24日（金）	与党・民主党実務者協議（第1回）
4月27日（月）	民主党環境部門会議において、杉浦議員より「分社化」

	<p>について説明</p>
5月21日(木)	与党・民主党実務者協議(第2回)
5月28日(木)	与党・民主党実務者協議(第3回)
6月4日(木)	与党・民主党実務者協議(第4回)
6月12日(金)	与党・民主党実務者協議(第5回)
6月23日(火)	<p>不知火患者会からの意見聴取</p> <p>与党・民主党実務者協議(第6回)</p> <p>与野党国対委員長会談において、今国会中の法案成立について合意</p>
6月26日(金)	与党・民主党ハイレベル協議(第1回)
6月30日(火)	与党・民主党ハイレベル協議(第2回)
7月2日(木)	<p>与党・民主党ハイレベル協議(第3回)</p> <p>→ 修正内容について合意</p>
7月3日(金)	<p>内閣意見閣議決定</p> <p>与野党法案をそれぞれ取り下げ</p> <p>衆・環境委において「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案」委員長提案</p> <p>衆・本会議で可決(緊急上程)</p>
7月7日(火)	<p>参・環境委において衆・環境委員長から提案理由説明後、質疑・採決(答弁者:園田座長、江田議員、(北川議員))</p>
7月8日(水)	参・本会議において可決、成立
7月10日(金)	<p>水俣病被害者救済特措法公布閣議</p> <p>同法施行令閣議決定</p>
7月15日(水)	<p>水俣病被害者救済特措法公布・施行</p> <p>同法施行令公布</p>

別添資料 5 - 2

水俣学講義第6回2023.10.26 資料3

平成 21 年 4 月 20 日

第 171 回国会 水俣病被害者救済等法案について(与党案・民主党案対比表)

	与党案 (H21.3.13 衆院提出)	民主党案 (H21.4.17 参院提出)
法案名	○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(衆法第 10 号)	○水俣病被害の救済に関する特別措置法案(参法第 16 号)
基本的考え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定患者に対する確実な補償 ・ 救済を受けるべき人々のあたる限りの救済 ・ 関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高裁判決の尊重 ・ 水俣病問題の抜本的解決 ・ 水俣病被害の回復、地域社会の絆の修復
対象者	過去に通常以上のメチル水銀へのばく露を受け、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者	基準日以前に特定疾病多発地域に居住すること等により、メチル水銀により汚染された魚介類を大量に摂取し、四肢末梢優位、全身性感覚障害、舌の二点識別覚の障害等の疾病にかかった者
診断方法	※与党 PT 案では公的医療機関の診断により判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境大臣による認定 ・ 主治医の診断の尊重
一時金	一時金 ※与党 PT 案では 150 万円(原因企業が負担)	水俣病被害者給付金 300 万円(費用負担方法及び割合について県及び事業者の同意を得て、基準を定める。国が負担して支給した後に、原因企業に求償)
医療費・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費 ※与党 PT 案では自己負担分 ・ 療養手当 ※与党 PT 案では月額1万円 (県が支給。国が援助)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費 自己負担分 ・ 療養手当 約2~3万円 ・ 特別療養手当 月額1万円 (国が全額負担)
その他の事業	健康増進事業、地域社会の絆の修復事業、地域振興等に、従前のおり取り組むよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県による健康管理、相談事業(国の支援規定あり) ・ 国による調査及び研究事業
申請期限	申請期限を設ける。 ※3年以内を目途に救済措置対象者を確定	給付金請求は施行日から5年以内
救済策を受けるに当たっての条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公健法の認定申請取下げ、放棄 ・ 訴訟の取下げ、放棄 	なし(公健法、提訴権も存続)
最終解決のための措置	救済措置・認定審査の終了、紛争解決後、公健法における地域指定等の解除	なし
原因企業への措置	患者補償を確保する観点から原因企業への財政支援と分社化 (分社化後の株式売却は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結)	なし

※与党案において、法案に明記されていない運用方針は「与党 PT 案」を示した。

(各法案及び与野党 PT 資料等より作成)